

埼玉県県民の森指定管理者募集の質問事項に対する回答

令和2年8月27日

	質問内容（要旨）	回答
質問 1	県民の森の営業時間や休業日はいつなのか。	営業時間は、9時00分から16時30分までです。 なお、12月1日から2月末日までは冬季休園期間となります。
質問 2	冬季休園期間中は人員を配置する必要があるのか。	休園期間中も施設の適切な維持管理が必要になります。 休園中に園内を通行する者もあるため、遊歩道や共用施設の安全確保や、水道管の凍結防止のために断水している場合は、仮設トイレの設置（トイレの清掃や汲み取り）等の対応が必要になります。 休園期間中には以上の業務を中心に行っていただきます。 なお、ここ最近では、休業期間中に渡り鳥が飛来しており、撮影を目的とした多くの方々が来園されています。
質問 3	県民の森駐車場にアクセスする森林管理道については、現在、通行止となっているが、復旧の予定はいつ頃か。 また、令和3年4月以降も復旧されない場合は利用者人数やイベント回数が減少する恐れがあるが、その場合の事業計画や委託費の影響はどのように考えるのか。	森林管理道については、今年度中に復旧する見込みであり、復旧し次第、通行止めを解除します。 通行止解除が令和3年4月以降になった場合は、イベント開催時期の変更など、別途事業計画の見直しを協議することとします。

質問 4	<p>募集要項「3 管理にあたっての条件」の「(1)指定管理者が行う業務内容」の中に「エ その他埼玉県が必要と認める業務」とあるが、具体的にどのような業務を想定し、その業務は委託料に反映されるのか。</p>	<p>質問にある募集要項3(1)「指定管理者が行う業務内容」エについては、資料3-1「指定管理業務に関する仕様書」の3(5)に『その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、決めていくものとする。』とあり、当初から具体的な想定があるわけではなく、必要が生じた場合にその都度協議するものです。なお、業務の内容と併せて委託料への反映も協議対象と考えています。</p>
質問 5	<p>募集要項「3 管理にあたっての条件」の「(1)指定管理者が行う業務内容」の中に「オ 指定管理者は、施設の設置目的に反しない範囲内において、事前に県と協議の上、自主事業を実施できる」とあるが、今回提出する事業計画書に記載するものについても、事前協議が必要なのか。</p>	<p>今回提出いただく事業計画書は、指定管理者を選定するための審査資料となります。質問にある募集要項3(1)オについては、募集要項の資料7基本協定(案)の第8条1(2)にあるとおり、年度別事業計画書の中で自主事業の実施計画として提出してください(提出をもって協議と見なします。ただし、県が必要があると認めるときには、指定管理者に対してその変更を指示することができます)。</p> <p>なお、ここで言う自主事業とは「指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で県民のサービス向上に寄与すると県が判断する事業」と御理解ください。募集要項3(1)ア、イ、ウ、エの業務については、ここで言う自主事業には含まれません。</p>
質問 6	<p>募集要項「3 管理にあたっての条件」の「(2)管理に要する経費」の1行目に記載がある、「指定管理業務に必要な経費」は委託料として支払うとされているが、4行目に記載の「指定管理者が管理を行うために必要な経費」については委託料と自主事業で賄うとされている。この違いは何か。</p>	<p>「指定管理業務に必要な経費」とは、募集要項3(1)ア、イ、ウ、エを行う上で必要と見込まれる経費で、委託料として県から支払われます。一方、「指定管理者が管理を行うために必要な経費」とは実際の管理上発生する経費です。たとえば、修繕に係る経費などが県の見込みより多く掛かる場合などがありますが、委託料の増額で補填は行わず、委託料及び指定管理者が行う自主事業等で賄うという意味です。</p>

質問 7	募集要項「3 管理にあたっての条件」の「(5)指定管理者と県の役割分担」の中に、その他の指定管理者の役割として「指定管理者は、非常災害時は市町の要請に応じて、適宜協力する必要があります。」と記載されているが、具体的にどのような要請が想定されるのか。	以下のようなことが想定されます。 ・隣接の森林で発生した山林火災への消火協力要請（消防関係車両への駐車場開放、施設内の一部を現地拠点として提供など）。
------	--	--